

福島県水環境保全基本計画 (骨子 (案) に基づく計画イメージ)

第1章 総説

1 計画改定の趣旨

県民からの水道水源保全を求める声の高まりなどから平成8年3月に「福島県水環境保全基本計画」を策定した。

この計画では3つの理念を掲げ、その実現に向けて、県民、事業所、行政の三者がそれぞれ連携、協力して取り組みを推進してきた。

これまでの取り組みにより、本県の水質環境基準達成率の状況は着実に向上してきたが、一方で、以下のような課題が存在しているおり、継続して課題に取り組んでいく必要がある。

- ・ 公共用水域の水質環境基準を達成するため、工場・事業場等の水質汚濁源に対する対策と併せて、生活排水による汚濁の低減対策をさらに推進する必要がある
- ・ 湖沼等の閉鎖性水域の水質改善を図っていく必要がある
- ・ 揮発性有機化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸生窒素等が環境基準を超えるなどの地下水汚染が見られることから、未然防止と浄化対策が必要である。
- ・ 県政世論調査の結果、公共用水域の水質保全や水辺地の保全に対する満足度が低い結果が出ていること など

これまでの取組み成果や社会経済情勢の変化に合わせ、関連計画との整合性を図りながら、将来にわたって良好な水質を保全し、豊かな水環境を継承するために本計画を改定する。

2 計画の性格

- ・ 水質、水量、水生生物、水辺地等を総合的にとらえ、水環境を保全するための基本的方向を示唆
- ・ 県内各地域の特性を生かし、県民、事業者、教育機関、行政のそれぞれが自発的かつ連携、協力して水環境の保全と創造に取り組むための指針

3 計画の期間

上位計画である県の「総合計画」及び、「環境基本計画」が描く将来展望（30年程度先）を共有しながら、平成26年度を目標年度とする4か年計画

【福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」が描く

30年後の福島のイメージ】

豊かな山、川、海、湖沼に代表される美しい自然環境、さわやかな空気、清らかな水が保全されています。

第2章 計画の基本理念と基本方針

1 基本理念

目標と同様、基本理念も現計画の理念を引き継ぐとともに、県民にわかりやすい表現とし、次の3つとする。

(1) 豊かな水環境の継承

良好な水質、豊富な水量、多様な水生生物等が共生する恵み豊かな水環境を未来へ引き継いでいくことができるように、水環境の保全を図る。

(2) 健全な水循環の確保

水環境は水の循環の中で形成されており、この循環を通して人の生活や社会活動あるいは自然環境を支える重要な役割を果たしている。

このような循環の中で、水環境の恩恵を享受していることを認識し、人の様々な活動と自然環境が調和した健全な水循環の確保を図る。

(3) 水環境を介した地域社会の活性化

水を生かした地域の営みを再認識し、県民、事業者及び行政等が一体となって、それぞれの主体的な取組みと相互の連携による水環境の保全活動を進め、地域の新たな活力を生み出す。

2 基本方針

- ・ 基本方針とは、施策の方向性、施策の柱
- ・ より実効性のあるプランとするため「水質、水量、水生生物等、水辺地」の観点から施策等を再構築
- ・ 3つの基本理念を実現するために基本方針を次の5つに再編

(1) 清らかで安全な水質の保全

- 清らかで安全な水を確保することは、良好な水環境形成の基本
- 平成8年の現計画策定当時と比較し、着実に水質は改善しているものの、水質の環境基準の達成していない地点もあるため、その早期達成を目指す
- 化学物質等による水質汚染の防止など、現計画の方針を引き継ぎ今後も継続して取り組む

(2) 水環境の保全に必要な水量の確保

- 安定的な河川流量を維持することが、清らかな流れを確保する上で重要
- この安定的な流量を維持のためには、水源かん養機能や雨水の地下浸透対策が欠かせない要素となるが、近年農地は減少傾向にあり、森林も横ばいで推移しているものの、水源かん養機能等の確保のためには、適正な管理が必要
- 本来の水循環の機能を回復し、河川や湖沼等において、より豊かな水の流れや湛水量の確保を目指す

(3) 多様な水生生物等が共生する水域及び水辺地の保全

- 水辺地は多くの生物にとって、その生育には欠かせない大切な場であり、様々な生きものによる豊かな活動が営まれている
- 多自然川づくりなどにより水辺地の多様な生息・生育環境を保全・創造するとともに、外来種の繁殖による生態系の混乱を防ぐため、健全な生態系を保全する取り組みが必要
- 多種多様な生物が生息し、人と水とのふれあいの場となり、水質浄化の機能が発揮され、豊かで多様な水生生物等の生育・生息環境としての水辺地を保全していくことが必要

(4) 県民、事業者等の自発的かつ連携した水環境保全活動の推進

- 水環境を保全していくためには、県民一人ひとりの理解と協力や自主的な取り組みのもと、地域が一体となって活動していくことが必要
- 小さい頃からの教育や水に親しむ習慣、上下流域の交流などを通し、水を守る活動を多くの人が自主的に実践することが大切
- 地域の水環境の保全に関する主体的な活動を支援していくとともに、水環境についての情報や学習の機会をより多く提供し、行政・県民・事業者等が一体となって豊かな水環境を保全する心を育む

(5) 水環境に関する調査研究の推進

- 水環境に係わる問題は、ますます多様化、高度化してきており、解決するためには長期的かつ多角的な調査研究が不可欠
- 民・産・学・官連携による地域の水環境問題等に関する調査研究を推進し、環境教育・学習、情報収集・提供、調査研究等の総合的な拠点機能の充実を図る

第3章 水環境保全の目標

1 計画の基本目標

本県が誇る「清らかな流れの川、紺碧こんぺきの湖、潮目しおめの海」の中で、人と水との様々な関わりや多様な生物の共生を身近に感じられる

「ほんとの川 ほんとの湖 ほんとの海」

の実現を基本目標とする。

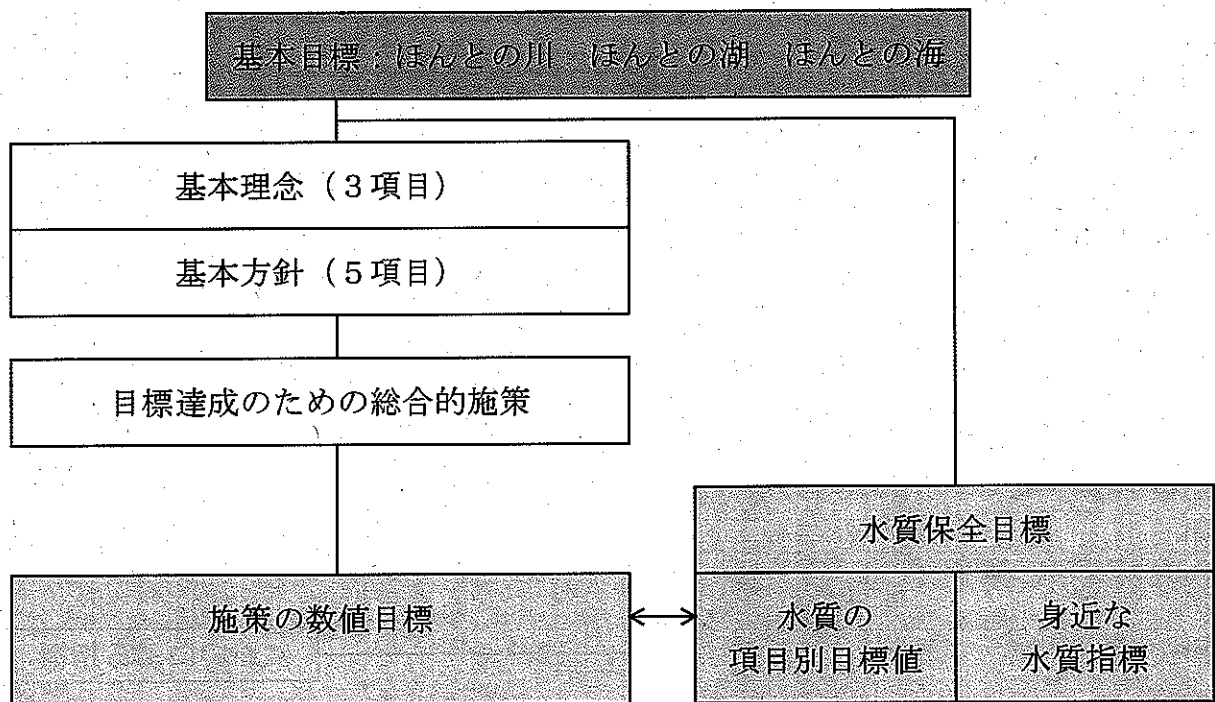
2 水質保全目標

基本目標の達成状況を具体的に表現したものととして、水質保全目標を設定する。

3 指標

施策項目の達成状況を具体的に表現したものととして、指標を設定する予定。

第3章 水環境保全の目標



* 施策の数値目標は、次回に審議予定。

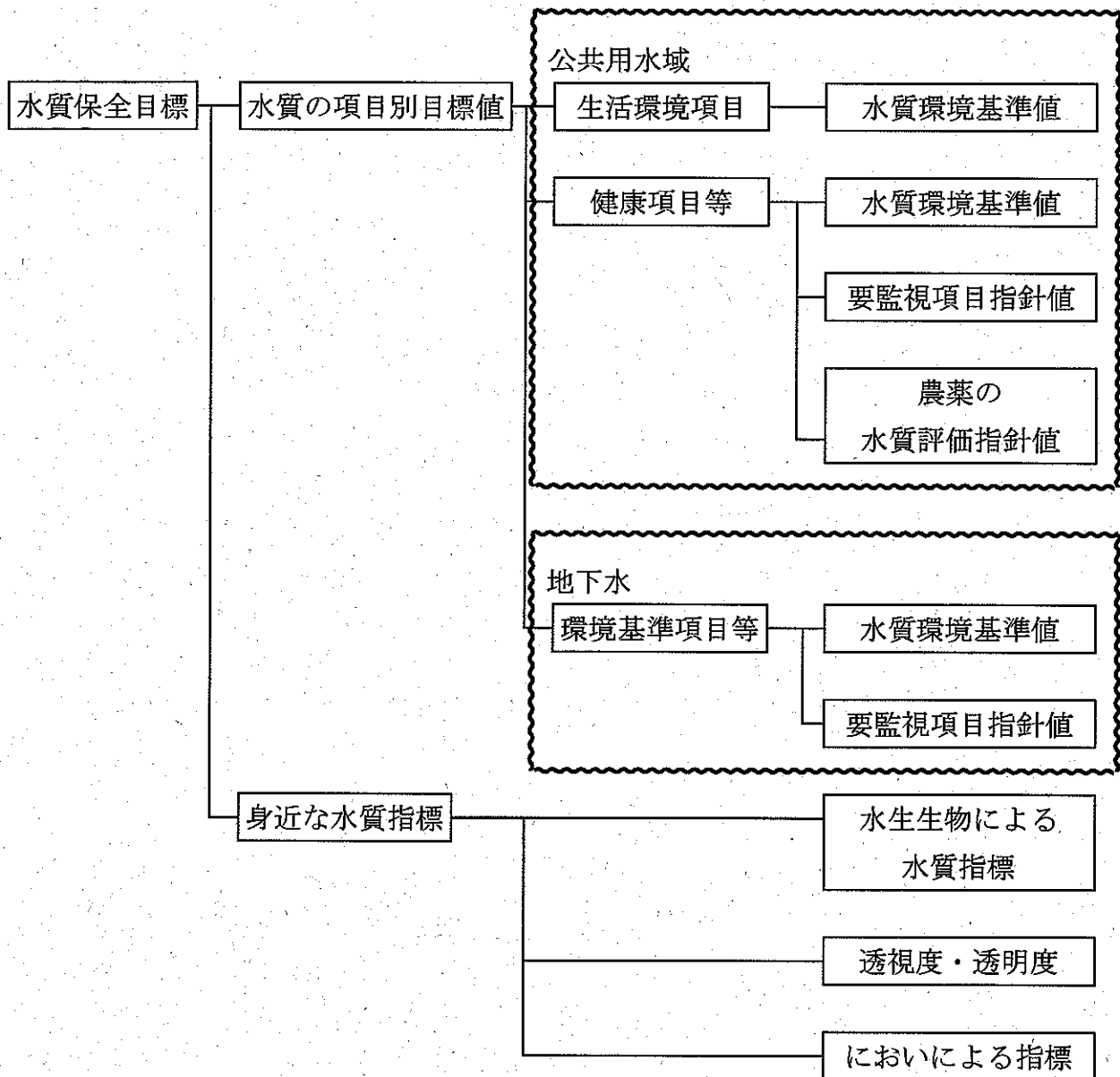
○水質保全目標

(1) 水質の項目別目標

県内の公共用水域及び地下水の水質の保全目標として、水質環境基準の健康項目及び生活環境項目等について、それぞれの目標値を設定する。

(2) 身近な水質指標

県民自らが身近な河川等の水質調査を実施したり、水質を保全するための実践活動を進める際に、水の汚れの状況を判断するのに分かりやすい目安として、身近な水質指標を設定する。



* 個別指標については参考P16のとおり。

第4章 目標達成のための総合的施策

1 清らかで安全な水質の保全

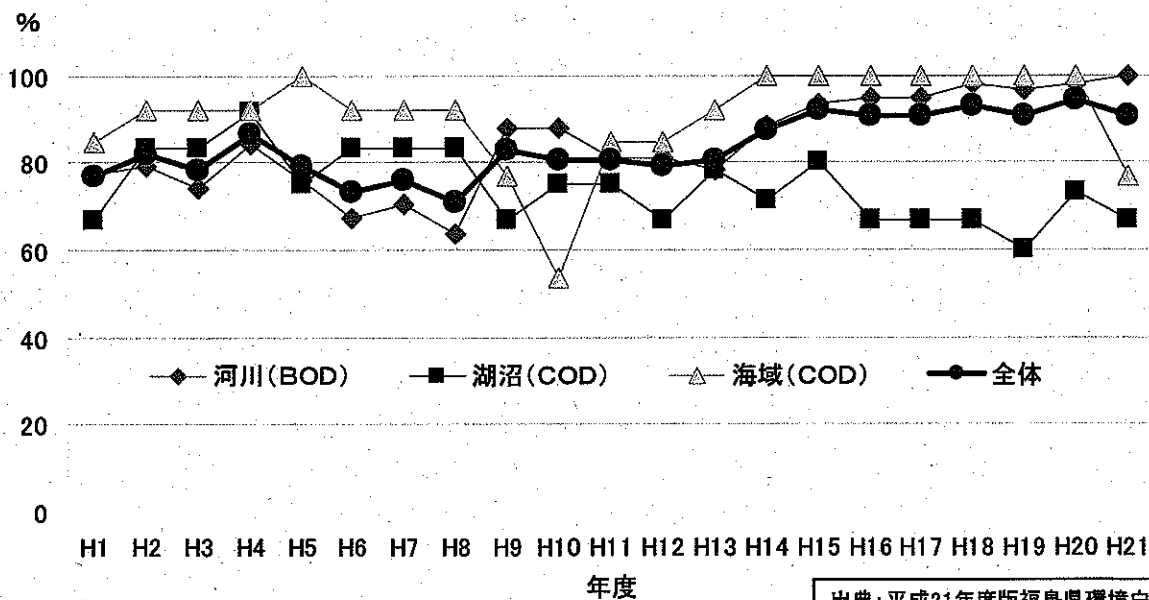
(1) 現状

- ・ 県内の水質の環境基準達成状況は工場・事業場等に対する排水規制や指導の強化並びに下水道の普及などにより向上
- ・ 湖沼などの閉鎖性水域では、有機汚濁の代表的指標であるCODや窒素及びりん的环境基準を達成していない地点が依然として存在

(2) 課題

- ・ 全水域で望ましい水質となるために、継続して水質の向上を目指す取り組みが必要

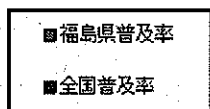
水質環境基準達成率の経年変化



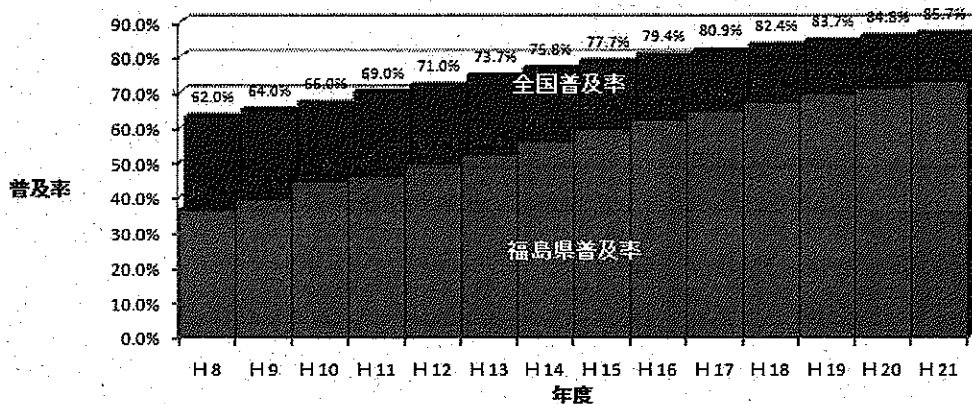
出典:平成21年度版福島県環境白書

- ・ 水道水源となっている閉鎖性水域の湖沼においては、水質の富栄養化等の対策が必要
- ・ 荒廃が懸念されている水源地域について、間伐などの森林整備が必要

- 下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽等の汚水処理施設の整備については、近年における、人口減少、厳しい地方財政等の社会経済情勢の変化等に的確に対応するため、各汚水処理施設の特徴を踏まえ、地域の実情に応じたより効率的な整備の推進が必要

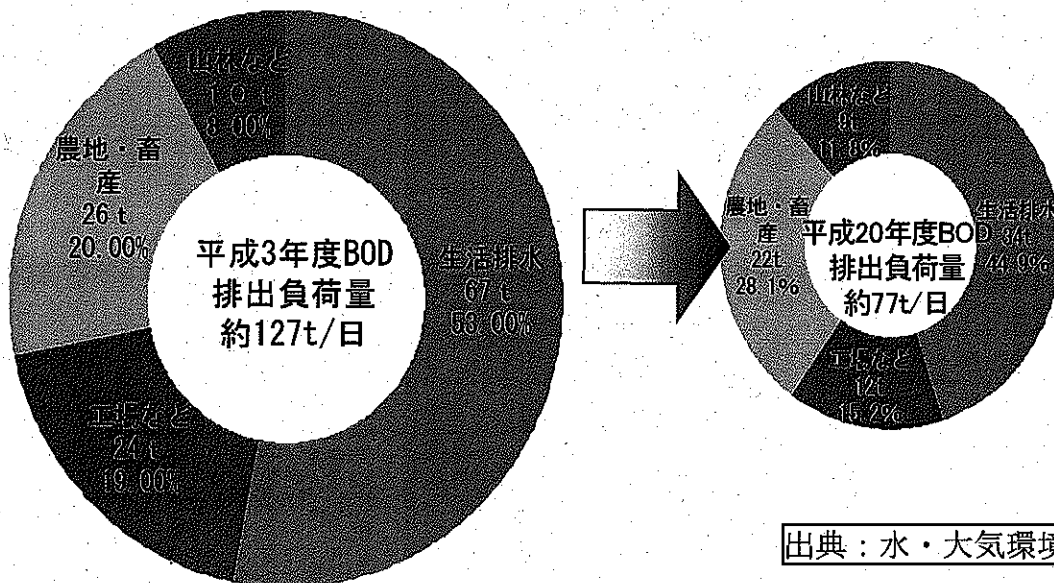


全国と福島県の汚水処理人口普及率の推移



出典：下水道課資料

- 湖沼等の閉鎖性水域の水質改善を図るために、下水道等の整備や浄化槽対策の推進、特に高度処理（窒素、リン対策等）の整備や接続の推進等を行うことが必要
- 水質の指標であるBODの排出量は、平成3年度と比較し、全ての発生源において減少しているが、より望ましい水質を達成するために、工場・事業場等の水質汚濁源に対する対策と併せて、生活排水による汚濁の低減対策の推進が必要
河川などの水質汚濁の原因



出典：水・大気環境課資料

- キャンプ、釣り、レジャーボートなど水面や水辺地の利用の増加による汚濁が懸念

- 揮発性有機化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等が環境基準を超えるなどの地下水汚染がみられ、汚染の未然防止と浄化対策が必要

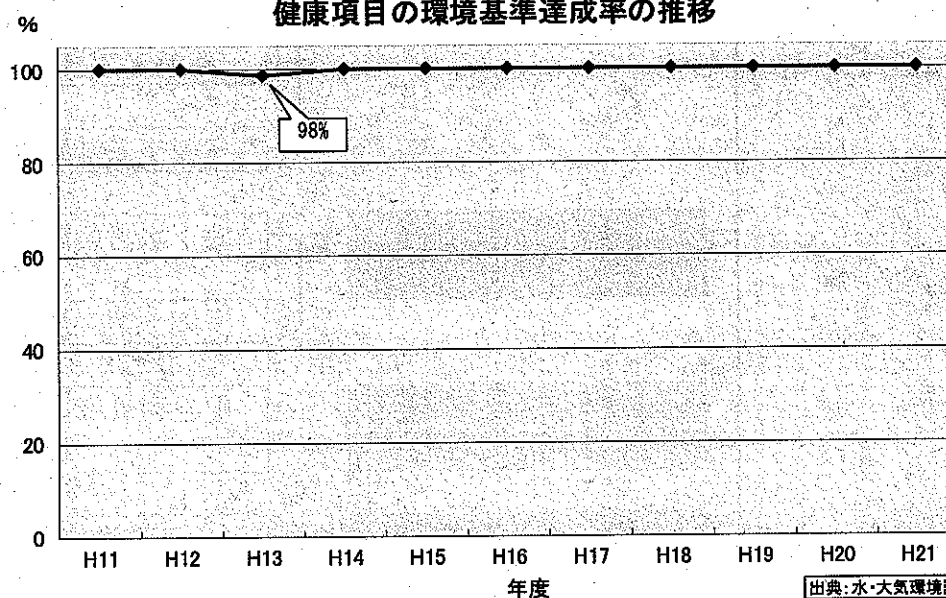
地下水環境基準超過数の推移（概況調査）

年度	調査実施地点数	環境基準超過数
平成11年度	157	4
平成12年度	76	6
平成13年度	69	1
平成14年度	70	3
平成15年度	70	5
平成16年度	70	3
平成17年度	70	3
平成18年度	70	1
平成19年度	69	5
平成20年度	65	4
平成21年度	66	3

出典：水・大気環境課資料

- 環境に影響を及ぼす水質汚濁事故の発生件数が増加傾向にあるなど、安全で安心な生活環境の確保の観点から、工場、事業場の立入検査や事故防止対策の指導等の一層の推進が必要

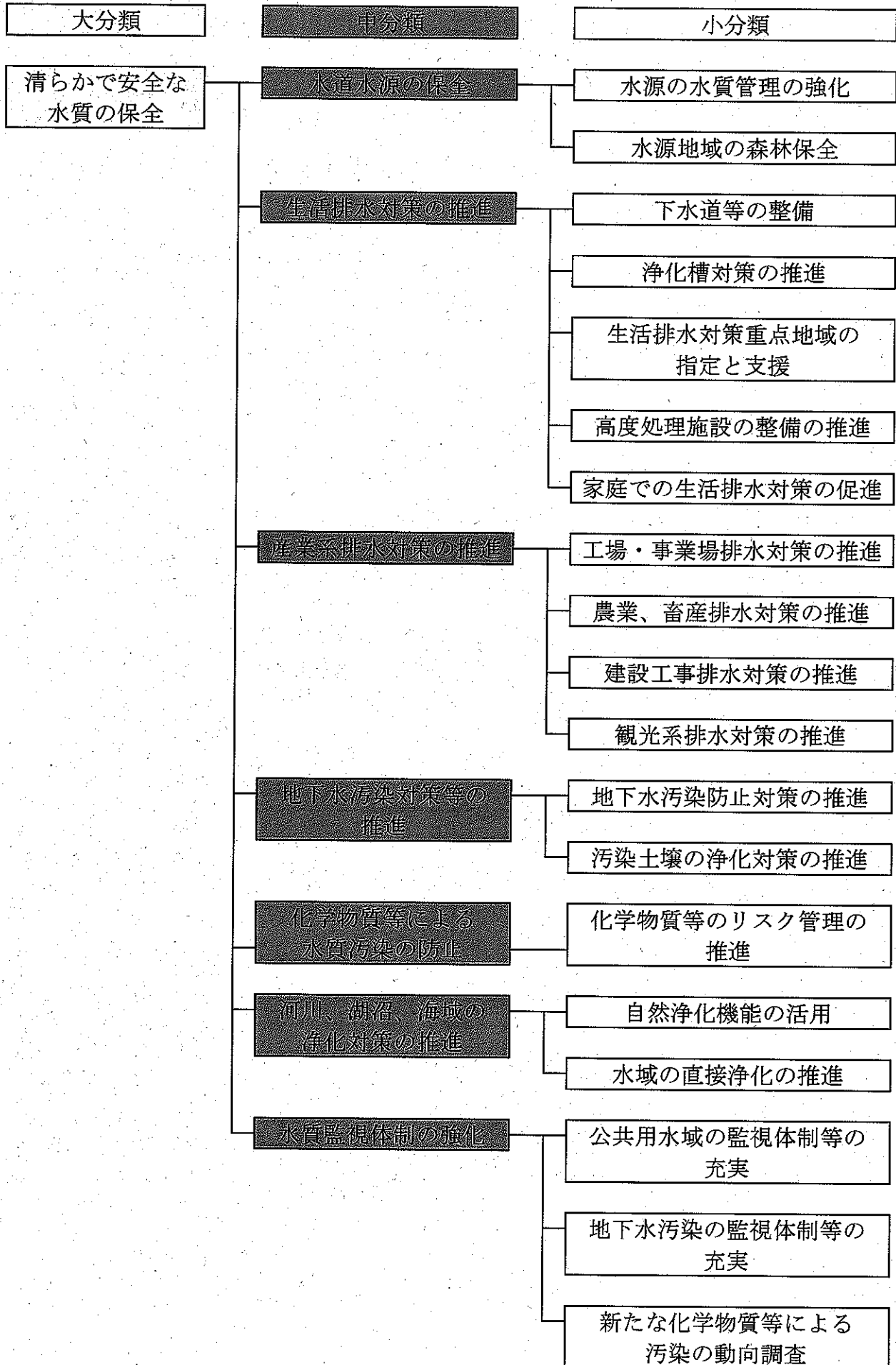
健康項目の環境基準達成率の推移



出典：水・大気環境課資料

- 公共用水域の水質汚濁の状況や利水の変化等を踏まえ、水質汚濁に係る水質環境基準の水域類型の見直しが必要。また、水生生物の保全を図る水域については、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定が必要

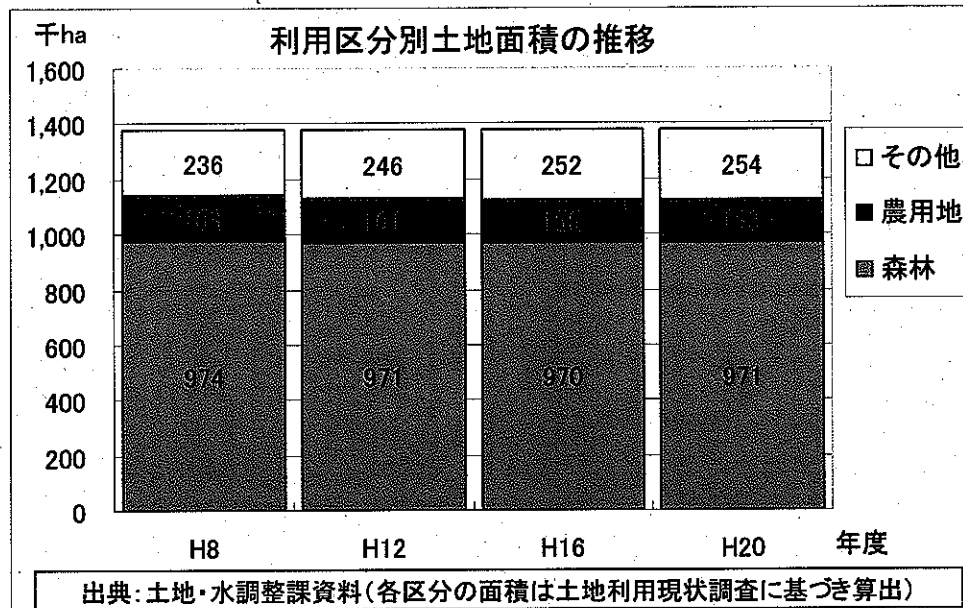
(3) 施策体系



2 水環境の保全に必要な水量の確保

(1) 現状

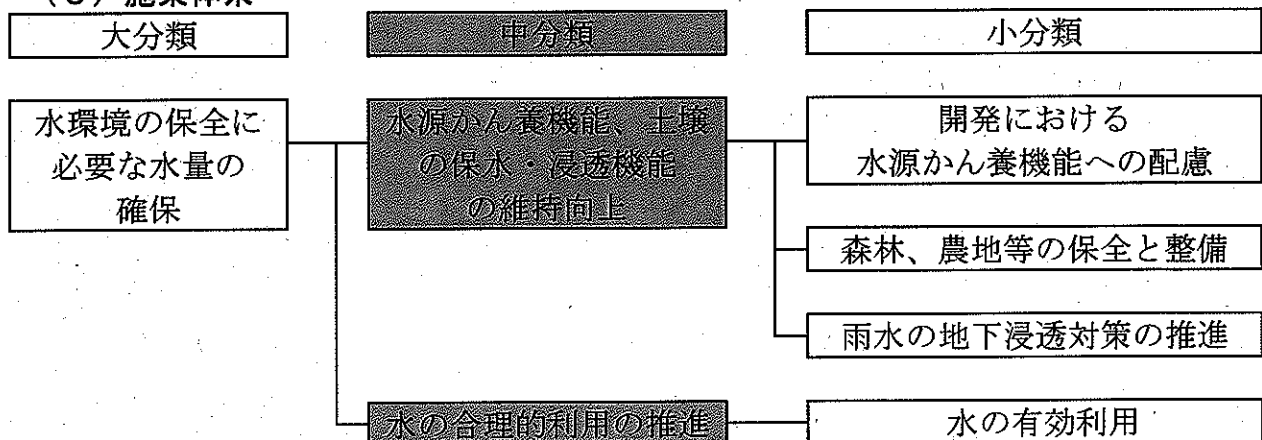
- 本県の森林面積は約971千haで県土面積の約70%を占め、また農用地面積は約153haで約11%を占めており、これらは水源かん養機能を果たすとともに、安定的な河川流量の確保や清らかな水を供給するなど、水環境の保全にとって重要な要素



(2) 課題

- 地域開発や用途転換の進行、農林業就業者の減少などにより十分な管理が行われず、森林や農地の持つ水源かん養機能の低下が懸念されており、森林や農地を適正な保全が必要
- 都市部での市街化の進展に伴い、降雨時の河川流量の急激な増加や平常時の河川流量の低下、地下水の量の減少などが懸念
- 浸透性舗装や林地開発の際の貯留施設の設置、都市緑化の推進に努めることが必要
- 各流域においての水環境保全に必要な水量を確保するためには、水源かん養機能の維持向上を図るとともに、水利用の一層の合理化を進めることが必要

(3) 施策体系

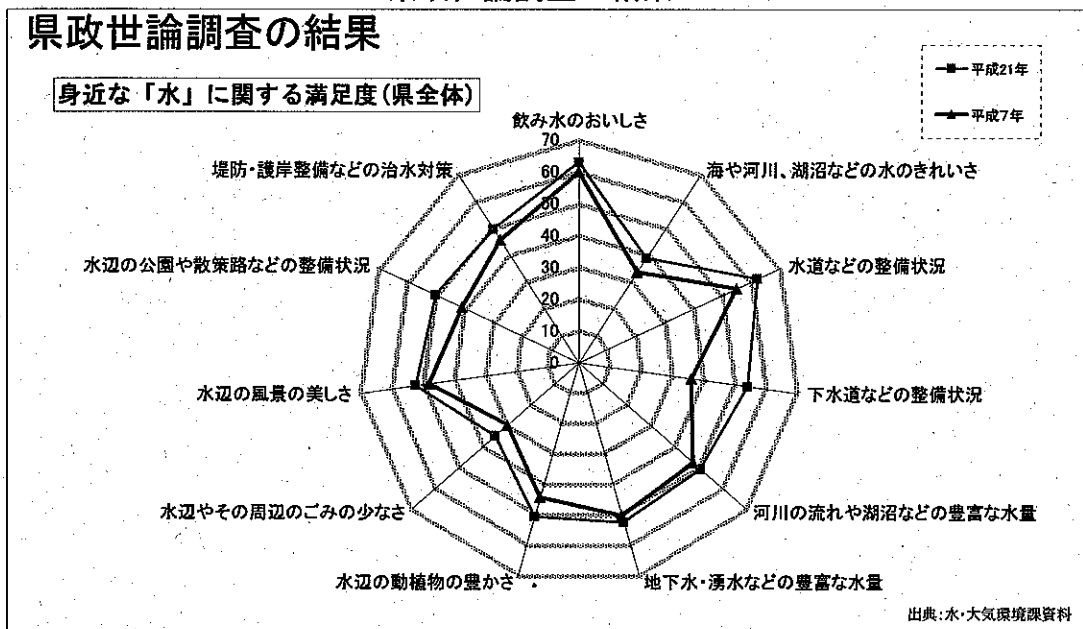


3 多様な水生生物等が共生する水域及び水辺地の保全

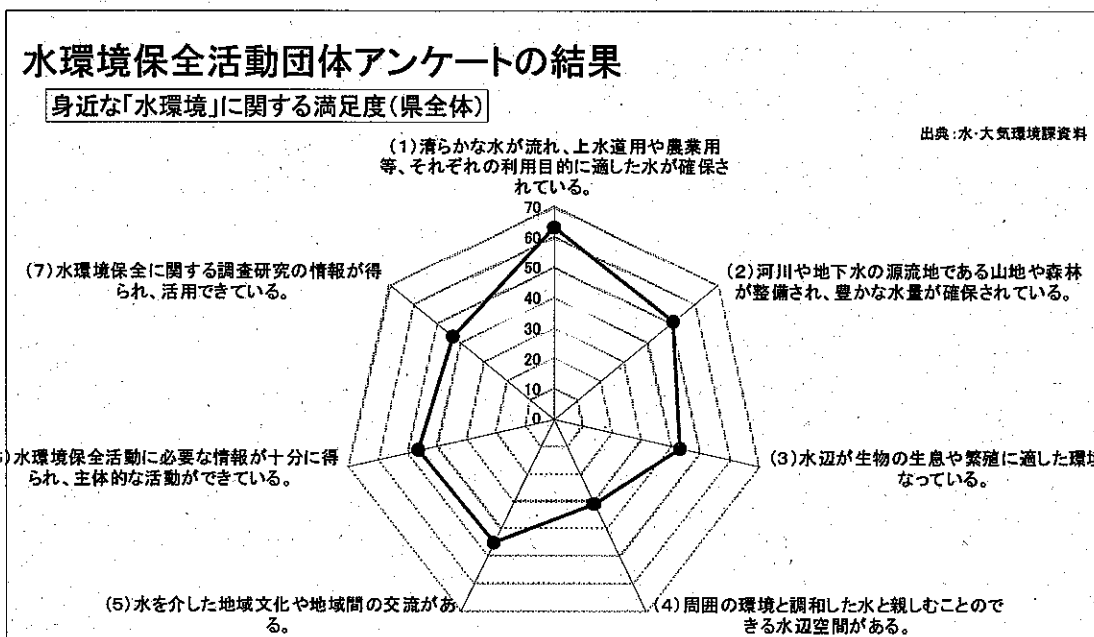
(1) 現状

- 多自然川づくりやため池の水辺地の環境整備など、多様な水生生物が生息する環境を保全するための事業を実施
- 県政世論調査の結果では、「水辺の動植物の豊かさ」についての満足度が50%

県政世論調査の結果



- 水環境保全活動団体アンケートの結果では、「水辺が生物の生息や繁殖に適した環境になっている」についての満足度が43%

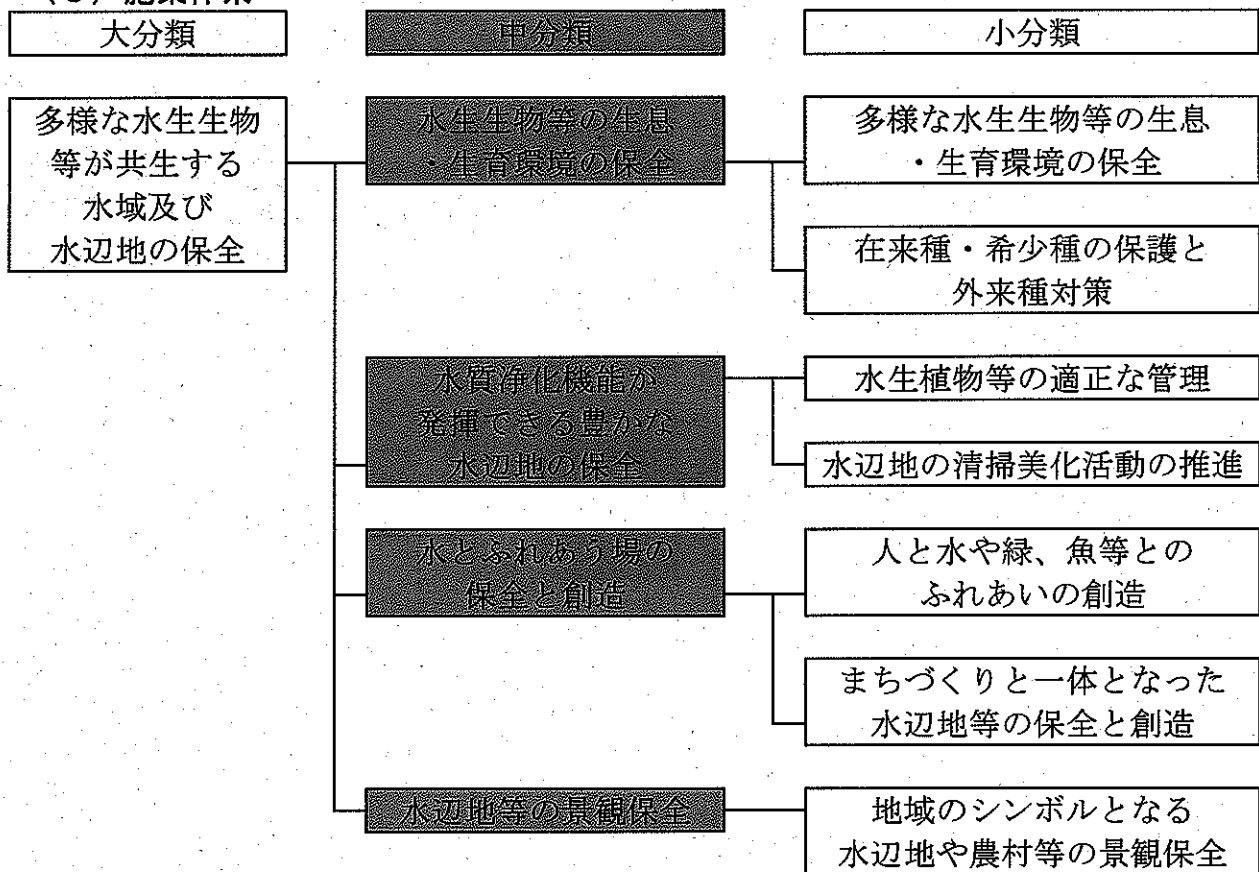


- 日常的に川などの水辺地で遊ぶ子供たちが最近では減少

(2) 課題

- ・ 外来種の移入等により生態系の攪乱が懸念
- ・ 水辺地のヨシ原などは水質浄化機能を有すると共に、生物の重要な生息地となっており、適正な管理のもと保全していくことが必要
- ・ 県民が身近に水を感じ、水との触れ合いを通じ、水を守ることを実践していくような環境を整えて行くことが必要
- ・ 水辺地は、貴重な水と緑の空間として、地域の景観の形成に重要な役割を担う。地域の個性あるまちづくりの側面からも、周囲の環境と調和した水辺地を守り育てていくことが必要

(3) 施策体系



4 県民、事業者等の自発的かつ連携した水環境保全活動の推進

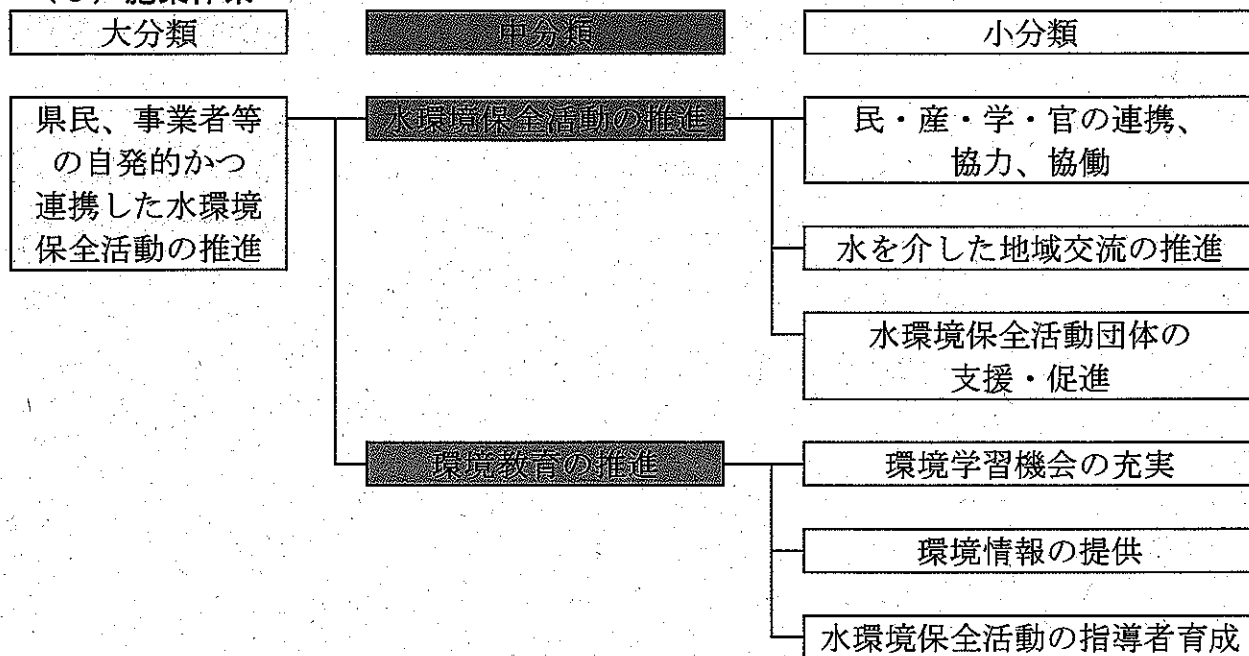
(1) 現状

- ・ 水辺地の美化活動や水生生物調査などを通しての親水や、水環境についての学習を通しての水環境保全活動の実施
- ・ 阿武隈川サミットなど上流域と下流域の交流が活性化しており、流域間相互の水を介した人や情報の交流活動の実施
- ・ 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会など水環境保全団体の活動が定着しつつある

(2) 課題

- ・ 水環境を保全していくためには、県民一人ひとりの理解と協力や自主的な取り組みが必要
- ・ 活動を定着させていくためにもなお一層の支援が必要
- ・ 環境活動を実施していく上で、情報や学習の機会を提供していくことが必要であるが、水環境保全活動団体アンケートでは、「水環境保全活動に必要な情報が十分に得られ、主体的な活動ができている」という項目の満足度は約50%となっており、環境情報提供や環境学習の機会の提供、充実に更に努めていくことが必要

(3) 施策体系



5 水環境に関する調査研究の推進

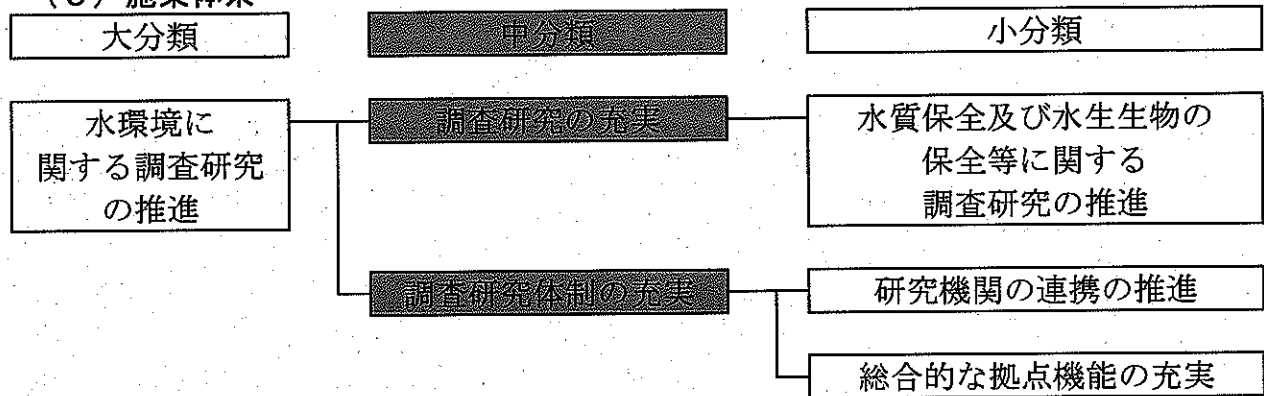
(1) 現状

- ・ 清らかな湖・美しい猪苗代湖の水環境研究協議会などが設立されており、猪苗代湖の水環境をめぐる調査研究を行うため、自発的かつ連携した環境保全活動を実践

(2) 課題

- ・ 水環境に係わる問題は、ますます多様化、高度化してきており、水環境に関する学際的な調査研究の推進や、環境教育・学習、情報収集・提供、調査研究等の総合的な拠点機能の充実に努めることが必要

(3) 施策体系



(参考) 水質保全目標

(1) ① 公共用水域の生活環境項目の水質保全目標値

県内の公共用水域における生活環境項目の水質保全目標値は、以下のとおり区分し、設定する。

〈区分〉

- I 水質環境基準の類型が指定されている水域
- II 類型が指定されていない水域の水道水源上流域

〈目標値〉

I 水質環境基準の類型指定水域

- ・ 指定されている環境基準値を目標値とする。
- ・ 但し、B類型、C類型に指定されている水域については、上位の環境基準値を目標値とする。
- ・ 全燐及び全窒素について、III類型に指定されている水域は、上位の環境基準値を目標値とする。

II 水質環境基準の類型未指定水域の水道水源上流域

- ・ A類型の環境基準値を目標値とする。
- ・ 湖沼及び人工湖の全窒素及び全りんは、それぞれII類型の環境基準値を目標値とする。

表1 公共用水域の生活環境項目の目標値

水域	水質保全目標値		
	項目	現行の類型	目標値 (目標の類型)
河川	BOD	A類型	2 mg/L以下 (A類型)
		B類型	2 mg/L以下 (A類型)
		C類型	3 mg/L以下 (B類型)
湖沼	COD	A類型	3 mg/L以下 (A類型)
		II類型	0.2 mg/L以下 (II類型)
		III類型	0.2 mg/L以下 (II類型)
	全りん	II類型	0.01 mg/L以下 (II類型)
		III類型	0.01 mg/L以下 (II類型)
海域	COD	A類型	2 mg/L以下 (A類型)
		B類型	2 mg/L以下 (A類型)
	全窒素	II類型	0.3 mg/L以下 (II類型)
		III類型	0.3 mg/L以下 (II類型)
	全りん	II類型	0.03 mg/L以下 (II類型)
III類型		0.03 mg/L以下 (II類型)	

(1) 一② 公共用水域の健康項目等の水質保全目標値

県内のすべての公共用水域における健康項目等の水質保全目標値は、以下のとおり区分し、設定する。

〈区分〉

- I 水質環境基準の健康項目
- II 指針値が設定されている要監視項目
- III 水質評価指針値が設定されている農薬

〈目標値〉

I 健康項目

人の健康の保護に関する水質環境基準が定められている27項目については、それぞれその環境基準値を目標値とする。

II 要監視項目

人の健康の保護に関連する物質として指針値が定められている要監視項目の28項目については、それぞれその指針値を目標値とする。

水生生物の保全に係る要監視項目（クロロホルムを除く）の指針値については、それぞれの指針値（生物A）を目標値とする。

III 農薬

公共用水域等における農薬の水質評価指針値が定められている27農薬については、それぞれその指針値を目標値とする。

表 2-1 公共用水域の水質保全目標値 (I 健康項目)

(27項目)

項 目	水質保全目標値	項 目	水質保全目標値
カドミウム	0.01mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと0.	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
鉛	0.1mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと検	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	出されないこと0.02	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

表 2-2 公共用水域の水質保全目標値 (II 要監視項目)

(28項目)

項 目	水質保全目標値	項 目	水質保全目標値
クロロホルム	0.06mg/L以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	クロルニトロフェン (CNP)	—
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	トルエン	0.6mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下0.0	キシレン	0.4mg/L以下
ダイアジノン	05mg/L以下0.003m	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	g/L以下0.04mg/L	ニッケル	—
イソプロチオラン	以下	モリブデン	0.07mg/L以下
オキシニ鋼 (有機銅)	0.04mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下0.0	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
EPN	06mg/L以下0.008m	全マンガン	0.2mg/L以下
ジクロロボス (DDVP)	g/L以下0.05mg/L	ウラン	0.002mg/L以下
フェノール (河川及び湖沼)	以下	ホルムアルデヒド (河川及び湖沼)	1mg/L以下
フェノール (海域)	2mg/L以下	ホルムアルデヒド (海域)	0.3mg/L以下

表 2-3 公共用水域の水質保全目標値 (III 農薬)

項 目	水質保全目標値	項 目	水質保全目標値
イプロジオン	0.3mg/L以下	ブタミホス	0.004mg/L以下
イミダクロプリド	0.2mg/L以下	ブプロフェジン	0.01mg/L以下
エトフェンプロックス	0.08mg/L以下	プレチラクロール	0.04mg/L以下
エスプロカルブ	0.01mg/L以下	プロペナゾール	0.05mg/L以下
エディフェンホス (EDDP)	0.006mg/L以下	プロモブチド	0.04mg/L以下
カルバリル (NAC)	0.05mg/L以下	フルトラニル	0.2mg/L以下
クロルピリホス	0.03mg/L以下	ペンシクロン	0.04mg/L以下
ジクロフェンチオン (ECP)	0.006mg/L以下	ベンスリド (SAP)	0.1 mg/L以下
シメトリン	0.06mg/L以下	ペンディメタリン	0.1mg/L以下
トルクロホスメチル	0.2mg/L以下	馬拉チオン (馬拉ソン)	0.01mg/L以下
トリクロロホス	0.03mg/L以下	メフェナセツト	0.009mg/L以下
トリシクラゾール	0.1mg/L以下	メプロニル	0.1mg/L以下
ピリダフェンチオン	0.002mg/L以下0.	モリネート	0.005mg/L以下
フサライド	1mg/L以下		

(1) - ③ 地下水の水質保全目標値

県内の地下水の水質保全目標値は、水質環境基準項目等とし、以下のとおり区分し、設定する。

〈区分〉

- I 地下水の環境基準項目
- II 地下水の要監視項目

〈目標値〉

- I 地下水の環境基準項目

地下水の水質環境基準が定められている28項目については、それぞれその基準値を目標値とする。

- II 地下水の要監視項目

地下水の人の健康の保護に関する要監視項目(24項目)については、それぞれその指針値を目標値とする。

表3-1 地下水の水質保全目標値 (I 地下水の環境基準項目) (28項目)

項目	水質保全目標値	項目	水質保全目標値
カドミウム	0.01mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジシ	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

表3-2 地下水の水質保全目標値 (II 地下水の要監視項目) (24項目)

項目	水質保全目標値	項目	水質保全目標値
クロロホルム	0.06mg/L以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	クロルニトロフェン (CNP)	-
イソキサチオン	0.008mg/L以下	トルエン	0.6mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下	キシレン	0.4mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	ニッケル	-
オキシニ鋼 (有機銅)	0.04mg/L以下	モリブデン	0.07mg/L以下
クロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下	全マンガン	0.2mg/L以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008mg/L以下	ウラン	0.002mg/L以下

(2) 身近な水質指標の目標

〈目標値〉

I 水生生物による水質目標

河川における身近な水質指標は、「全国水生生物調査」（環境省）に示されている「きれいな水（水質階級Ⅰ）」の生息が観察できる水質を目標とする。

表4-1 水生生物による水質目標

水質階級と指標生物の関係

水質階級	指標生物	種類数
水質階級Ⅰ	アミカ、ウズムシ、カワゲラ、サワガニ、ナガレトビケラ、ヒラタカゲロウ、ブユ、ヘビトンボ、ヤマトビケラ	9種類

〈参考〉

水質階級と指標生物の関係

水質階級	指標生物	種類数
水質階級Ⅰ	アミカ、ウズムシ、カワゲラ、サワガニ、ナガレトビケラ、ヒラタカゲロウ、ブユ、ヘビトンボ、ヤマトビケラ	9種類
水質階級Ⅱ	イシマキガイ、オオシマトビケラ、カワニナ、ゲンジボタル、コオニヤンマ、コガタシマトビケラ、スジエビ、ヒラタドROMシ、ヤマトシジミ	9種類
水質階級Ⅲ	イソコツブムシ、タイコウチ、タニシ、ニホンドロソコエビ、ヒル、ミズカマキリ、ミズムシ	7種類
水質階級Ⅳ	アメリカザリガニ、エラミミズ、サカマキガイ、セスジユスリカ、チョウバエ	5種類

〈目標値〉

II 透視度による水質目標

河川における身近な水質指標は、「水辺のすこやかさ指標（みずしるべ）」水環境健全性指標2009年版（環境省）に示されている「透視度が70cm以上」を目標とする。

III 透明度による水質指標

湖沼においては、透明度で5m以上を目標とする。

表4-2 透視度の目標値

透視度の目標
70cm以上

〈参考〉

判定	透視度
1段階	50cm未満
2段階	50cm～70cm
3段階	70cm以上

表4-3 透明度の目標値

透明度の目標
5m以上

〈参考〉

判定	透明度
非常ににごっている	50cm
にごっている	2m
澄んでいる	5m
非常に澄んでいる	10m以上

〈目標値〉

IV においによる水質目標

河川における身近な水質指標は、「水辺のすこやかさ指標（みずしるべ）」水環境健全性指標2009年版（環境省）に示されている「においを感じない」水辺を目標とする。

表4-4 水のおいによる水質目標

においの目標
においを感じない

〈参考〉

判定	におい
1段階	とてもくさい
2段階	すこしくさい
3段階	においを感じない

